建築物省エネ法に関するお知らせ

1 大規模建築物の省エネ基準適合義務化が始まります。

- 省エネ基準適合義務の対象となる建築物（2000㎡以上の非住宅建築物）については、省エネ基準に適合しなければ建築基準法の確認済証の交付をうけることができなくなります。
- 完了検査においては、適合性判定を受けた計画の通り工事が実施されていることを確認後、検査済証が交付されます。

2 施工日前後の省エネ基準適合義務の適用関係（経過措置）

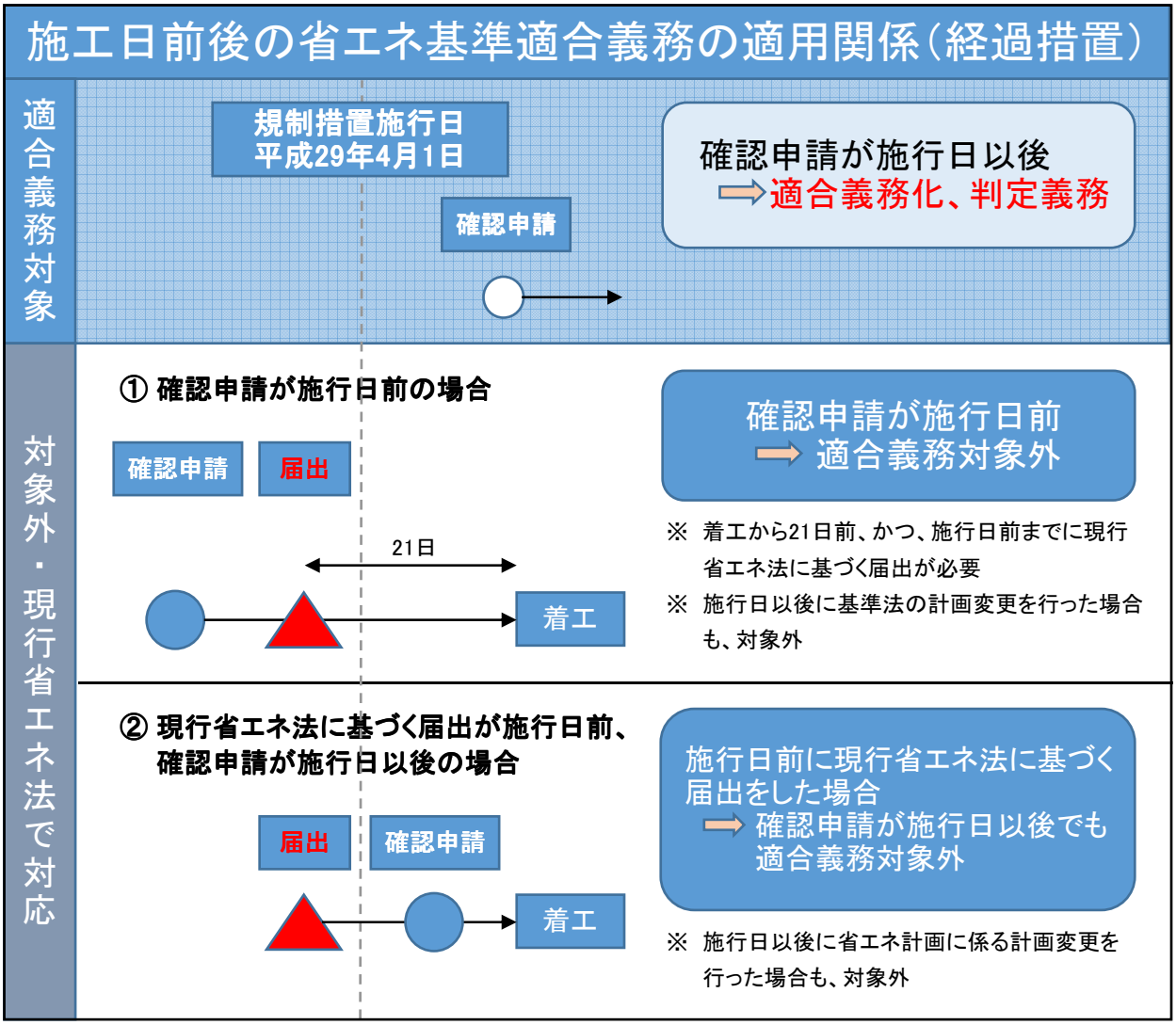

2

- 当社は、29年4月より「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」としての業務を開始する予定です。
- 現在、登録申請中です。
- 省エネ法に関する制度等について分からないことがございましたら、当社省エネ判定部まで、 遠慮なくお問い合わせ下さい。

指定構造計算適合性判定機関
株式会社建築構造センター

〒160－0022
東京都新宿区新宿1-8-1　大橋御苑駅ビル6階
省エネ判定部　担当　井上　田中
TEL　03－6413－5771　FAX　03－3350－1261